

全国



第 2256 号

ぜんこくしぎかいじゅんぱう

市議会旬報

令和6年 (2024年) 2月25日

毎月3回5の日に発行
発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03 (3262) 5234
旬報 TEL 03 (3262) 5237
発行人 橋本 嘉一
https://www.si-gichokai.jp



議長会HP

被災者 税制支援

能登半島地震

住宅・家財等の損失額

「雑損控除」1年前倒しで適用

能登半島地震による被災者に対する税制支援として、所得税及び個人住民税における「雑損控除」を1年前倒しで適用する特例法案が2月21日、参議院本会議で可決・成立した。政府広報オンライン・4面に地方税法関係資料を掲載。

現行制度において、災害等により住宅・家財等に損害を受けた場合の損失額は、その事由が発生した年の所得額から「雑損控除」として差し引くことができる。

令和6年1月1日に発効する特例法により、住宅・家財等の損失額は、通常であれば令和6年分の所得が対象となるが、発災日が令和5年分所得税の課税期間に極めて近接していること等の事情を総合的に勘案し、同災害（左掲）を受けられることができる。

令和6年1月1日に発効する特例法により、住宅・家財等の損失額は、通常であれば令和6年分の所得が対象となるが、発災日が令和5年分所得税の課税期間に極めて近接していること等の事情を総合的に勘案し、同災害（左掲）を受けられることができる。

一 所得税関係

(1) 雑損控除の特例

今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和5年分の所得において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設ける。

(2) 災害減免法の特例

今般の災害により住宅や家財について甚大な被害を受けたときは、雑損控除との選択により、令和5年分の所得税について、災害減免法（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律）による軽減免除の適用を受けることができる特例を設ける。

(3) 被災事業用資産等の損失の必要経費算入の特例

今般の災害により事業用資産等について損失が生じたときは、その損失の金額を令和5年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができる特例を設ける。

（注）上記(1)から(3)までの特例は、確定申告を通じて適用するものとし、申告期限を徒過した場合においても、更正の請求等により特例を適用できるとする。

二 個人住民税関係

(1) 雑損控除の特例

今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年度分の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設ける。

(2) 所得税における取扱いに準じて所要の措置を講ずる。

一及び二の措置について、被災者が円滑に活用できるよう、国税庁等関係省庁は、法案の国会提出前であっても、措置の内容や個々の納税者の状況に応じた必要な手続等について、必要に応じて周知広報を行うこととする。

令和5年度

本会委員会

要望結果を報告

本会各委員会の

掲載。

令和5年度最終となる委員会が、1月26日の第148回国会对策委員会から2月20日の第163回地方財政委員会にかけて開催された（今号に催された）。委員会は、要望・提言を取りまとめ、関係方面への要望活動を行った。

各委員会の詳細な要望結果については、5月に全市区へ要望結果報告として送付するほか、5月22日に開催予定の本会第100回定期総会で委員長による報告が行われる予定。

お知らせ

次号の旬報は、3月15日付の2257・58号合併号として発行します。

iJAMP「市議会最前線」/ 山口県下関市



市議会が進める独自の取組を毎月紹介する時事通信社iJAMP「市議会最前線」。2月は山口県下関市議会が取り組む「顔の見える議会、投票率の向上を目指して」を紹介しています。

本記事は、本会ウェブサイト「議会改革の取組」でご覧になれます。

[トップページ](#) > [議会改革の取組](#) > [iJAMP市議会最前線](#)

運輸建設委員

国土強靱化 一層推進

空き家再生 制度拡充へ

建設運輸委員会（委員長 長川昇三室蘭市議会議長）は 2 月 14 日、全国都市会館で第 179 回委員会を開催。今年度の要



長川委員 長
(室蘭市)

望結果概要について報告し、次年度への申し送り事項を決定した。

要望結果概要では、▽自然災害対策の推進▽各種交通基盤整備の推進▽都市基盤整備の推進▽観光施策の推進の 4 項目に沿って、政府の政策や予算案などについて説明した。

自然災害対策については、台風・豪雨対策の推進として流域治水の本格的実践に必要な予算・財源の確保などの支援や、「防災・減災、国土強靱化のため」の 5 か年加速化対策に必要な予算・財源の確保を要望してきた。

令和 6 年度国土交通省予算案では、災害に屈しない強靱な国土づくりのための防災・減災、国土強靱化の推進として、気候変動による水害や土砂災害の激甚化に対抗する「流域治水」の加速化・強

5 か年加速化対策で取り組まれる風水害・地震対策



気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、事前防災対策を推進
大規模地震時の緊急物資輸送機能等の確保のため、社会資本の耐震対策等を推進

津波対策などが推進される。

各種交通基盤整備の推進については、公共交通の確保・維持として、地域公共交通の事業者及び地方自治体に対する財政措置などを要望してきた。

国土省は、従来の乗合バス等の運行費の支援に加え、地方自治体が交通事業者へ公共交通を一括して長期で運行委託する場合への支援を行うとするほか、6 年度予算案には賃上げ等のための運賃

改定を実施する乗合バス事業者に対する支援強化として地域公共交通確保維持改善事業に 208 億円が計上された。また、地域公共交通再構築事業として、社会資本整備総合交付金により地域交通ネットワークの再構築に必要な鉄道・バス施設のインフラ整備が支援される。

観光施策の推進については、魅力ある観光地域づくりの促進として、受け入れ環境の整備や観光産業の生産性向上・高付加価値化、観光資源の磨

都市基盤整備の推進については、所有者不明土地・空き家対策の推進として、地方自治体が行う財政支援措置の強化などを要望してきた。

空き家再生等推進事業による市区町村への補助

<補助率>

空き家の所有者が実施		
除却	国 2/5	地方公共団体 2/5 所有者 1/5
※市区町村が実施する場合は国 2/5、市区町村 3/5 ※代執行等の場合は国 1/2、市区町村 1/2		
空き家の所有者が実施		
活用	国 1/3	地方公共団体 1/3 所有者 1/3
※市区町村が実施する場合は国 1/2、市区町村 1/2		
(新規) 空家等管理活用法人が実施		
支援法人による業務	国 1/2	地方公共団体 1/2

(国交省資料をもとに本会作成)

59 億円を計上したほか、空き家再生等推進事業と

6 年度観光庁予算案では、地域における受入環境整備促進事業として 13 億 7400 万円が計上され（5 年度補正予算も活用）、持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備促進、インバウンド安全・安心対策推進事業、宿泊施設の受入環境整備などが支援される。

次年度への申し送り事項については、引き続き要望する必要がある 4 項目について、引き続き

して社会資本整備総合交付金の内数により空き家対策が行われる。これらにより、市区町村に対し空き家の除却・活用への支援が行われるほか、6 年度からの新規項目として、空家等管理活用支援法人（建築士・弁護士法人）による空き家の活用等を図る取組に対する支援が創設される。

目を決定。なお、水道事業については、国の水道事業が令和 6 年度より厚生労働省から国土交通省に移管されることから、社会文教委員会から建設運輸委員会へと移管される。

講師説明では、国土交通省大臣官房の木村大会計課長が「令和 6 年度国土交通省予算の概要について」、内閣府の西川誠明政策統括官（防災担当）付企画官（総括担当）が「令和 6 年度内閣府防災関係予算の概要について」と題してそれぞれ説明した。

政財 一般財源総額 62・7兆円
地方 地方委員
地委

前年度を上回る水準を確保

地方財政委員会（委員長 長川岸正明茅ヶ崎市議会議長）は2月20日、全国都市会館で第163回委員会を開催。今年度の要望結果概要について報告し、次年度への申し送り事項を決定した。

本委員会では、一般財源総額の確保、臨時財政対策債の発行縮小、地方交付税の総額の確保、法定率の引上げなどを求めた。

一般財源総額は、交付団体ベースで前年度を0・6兆円上回る62・7兆円。地方交付税は、0・3兆円上回る18・7兆円が確保された。6年連続で前年度を上回った。また、臨時財政対策債は発行額を0・5兆円と



委員長 岸委員
長(茅ヶ崎市)

固定資産税は、前年度比1364億円増の9兆8945億円が計上されている。土地に係る負担調整措置については3年間延長されている。政府が少子化対策とし

て掲げる「こども・子育て政策」における「こども・子育て支援加速化プラン」の地方負担分については、0・2兆円が確保されたほか、地方がその実情に応じて行う独自のこども・子育て政策（ソフト）については、0・1兆円が一般行政経費（単独）として計上されている。

また、森林整備等の財源として令和元年度に創設された森林環境譲与税は、これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、私有林人工林面積割合が5・5割（現行5割）、人口割合が2・5割（現行3割）と見直された。本委員会では、▽固定

引き下げるとの案が出ており、扶養控除額の見直しにより形式上、個人住民税の額が増加することになる。

市町村独自の社会保障等の給付の基準について個人住民税の額を活用しているため、給付に不利益が生じないよう注視する必要がある。

資産税の安定的確保の観点から特例措置の期限到来での終了▽自動車関係諸税の安定的確保▽電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税の現行制度堅持―など、来年度委員会へ申し送り、引き続き地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の

当日は、総務省自治税務局の寺田雅一市町村税課長が「令和6年度地方税制改正について」、同省自治財政局の新田一郎財政課長が「令和6年度地方財政計画の概要等について」と題して説明した。

扶養控除の見直し

令和6年度与党税制改正大綱では、今後の検討事項として、▽税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築▽扶養控除の見直し▽屋外分煙施設等の整備促進―などを掲げている。

屋外分煙施設等の整備促進

地方たばこ税は、使途に制限のない普通税として都道府県と市町村合わせて約1兆円の税収があり、うち、0・9兆円は市町村の貴重な財源となっている。

能登半島地震関連

能登半島地震に対する税制上の対応では、同災害等により住宅・家財等に損害を受けたときの損失額について、所得税は令和5年分、個人住民税は令和6年度分から「雑損控除」の適用を受けることができる特例法が制定された（1面）。

(総務省資料から)

	現行	拡充案
対象経費	地方公共団体が行う屋外分煙施設の整備に要する経費	民間事業者等が行う屋外分煙環境整備への助成に要する経費（事業費の1/2を上限（＝民間への補助率1/2））
要件	①厚生労働省が定める「屋外分煙施設の技術的留意事項」の技術的留意事項に沿って整備されるもの。	①厚生労働省が定める「屋外分煙施設の技術的留意事項」の具体例に沿って整備されるもの。 ②一般に開放され、無料で利用できる施設に限る。 ③たばこ事業者への助成は除く。
上限額	500万円/施設	整備費の上限：500万円/施設 助成費の上限：250万円/施設
措置内容	措置率0.5（財政力補正あり）	

推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、望まぬ環境の整備を一層推進するため、民間事業者等が行う一定の屋外分煙施設の整備に対する助成に要する経費が特別交付税措置の対象に追加される。

能登半島地震に対する地方税制上の対応 (令和 6 年 2 月 2 1 日参議院可決・成立)

資料:総務省

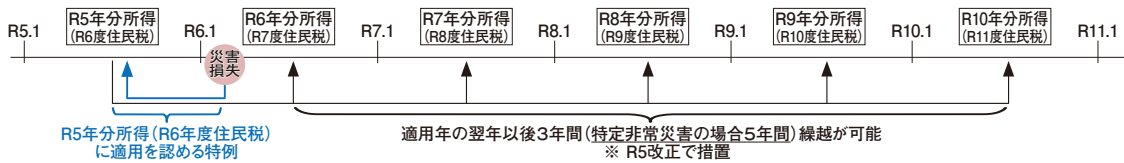
<雑損控除の特例(個人住民税)>

【一般制度】

- 災害等により住宅・家財等に損害を受けたときは、損失額を所得控除することができる。
- その年分で控除しきれない場合は、翌年以後3年間(特定非常災害の場合は5年間)繰越が可能。
- ※控除する額は、① 損失額-所得金額の1/10、② 損失額のうち災害関連支出の金額-5万円、のいずれか多い方。

【特例措置】

今回の災害(能登半島地震)による住宅や家財等の損失額について、令和5年分の所得(令和6年度分個人住民税)から控除することを可能とする。



<その他>

- 国税における能登半島地震への対応案のうち、次の特例については、下記の理由により、地方税において、特段の対応は行わない。
- 災害減免法による所得税の減免措置の特例(地方税の減免は柔軟に対応可。)
- 被災事業用資産等の損失の必要経費算入の特例(国税の自動連動。)

令和6年能登半島地震による被災者に対する減免措置等について

資料:総務省

- 令和6年能登半島地震による被災者に対する地方税の減免措置等について、令和6年1月9日に下記内容の通知(総務省自治税務局長通知)を発出し、地方自治体へ適切な対応を要請。

1 地方税の減免措置等

令和6年能登半島地震による被災者に対する地方税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置について、関係地方団体において適切な対応を要請。
 ※「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」(平成12年4月1日自治税企第12号各都道府県知事あて自治事務次官通知)を添付。

2 固定資産税及び都市計画税に係る措置

- (1) 被災住宅用地特例等について
 固定資産税及び都市計画税に関して、災害に係る恒久的な措置として、以下の措置を講じている旨を周知。
 ア 震災等により滅失・損壊した住宅の敷地(被災住宅用地)について、特例措置を講じていること。
 イ 震災等により滅失・損壊した家屋又は償却資産の所有者等が、当該家屋又は償却資産に代わる家屋又は償却資産を取得等した場合の特例措置を講じていること。
- (2) 令和6年度の固定資産の価格等の決定等について
 令和6年度の固定資産の価格等の決定等について、災害その他特別の事情がある場合においては、令和6年4月1日以後とすることが可能であることから、この点を踏まえた対応を要請。

3 国税における措置

石川県及び富山県に納税地のある方を対象として、国税の申告・納付等の期限が延長されたことを周知。
 → 石川県及び富山県の地方自治体においても、国税と同じく期限を画一的に延長することを要請。

【市の概要】
 ▽人口 72万4774人 (令和6年1月1日)
 ▽面積 328.91km²
 ▽歴史・沿革 昭和16年に2町6村が合併し相模原町が誕生。昭和29年市制施行。工業を中心に発展し、都心へのアクセスが良いことなどから人口が増加した。平成15年には、中核市に移行し、平成18年に津久井町・相模湖町と、平成19年に城山町・藤野町と合併し、人口が70万人を超え、平成22年4月に全国で19番



相模原市役所さくら通り (写真提供=相模原市)

第18回
 国会対策委員会
 委員長市
 紹介
 相模原市



市章

目、戦後に誕生した市としては初の政令指定都市になった。令和6年11月に市制施行70周年を迎える。
 ▽シンボル 市章はサガミハラの文字を凶案化。市民が互いに手を取り合って、明るくなごやかに進む姿を象徴したもの。市の木は「けやき」、市の花は「あじさい」、市の鳥は「ひばり」。
 【議会の概要】
 ▽議員定数 46人(現在・男性36人、女性10人)
 ▽前回選挙 令和5年4月9日告示 立候補66人、投票率45.5%。
 ▽議会トピックス 会議資料のペーパーレス化を進め、令和4年6月定例議会から本格運用を開始した。また、令和4年9月定例会議から議場での発言をリアルタイムで文字化し、傍聴される方が

本市は、合併により、市街地と中山間地域を併せもった自然豊かな都市となりました。リニア中央新幹線の新駅が設置されることや、小惑星探査機「はやぶさ」・小型月着陸実証機「SLIM」などの研究運用をしているJAXAがある都市としてご存知の方もいらっしゃるのではないのでしょうか。
 本年、市制施行70周年を迎えるにあたり、将来にわたる活力と魅力あふれる都市を目指しております。ぜひ、相模原市にお越しいただき、これから一層発展を遂げていく街並みをご覧ください。ばと思えます。



ふるうち あきら 古内 明 議長

議長の話

目で確認できるよう字幕表示モニターを設置した。